船舶の排水設備の基準を定める告示の一部を改正する告示

船舶の排水設備の基準を定める告示（平成十年運輸省告示第三百八十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「貨物船」の下に「（旅客船及び船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第二項第一号の船舶以外の船舶をいう。次号において同じ。）」を加え、同条第二項中「に適合する排水設備」を削り、「排水設備」を「排水装置」に改め、同項第二号中「前項」を「前号」に改め、同項第三号中「水密区域」を「水密区画室」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四　排水装置の詰まりを防止する措置が講じられていること。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十二年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（次項において「現存船」という。）については、この告示による改正後の船舶の排水設備の基準を定める告示第八条の規定にかかわらず、当該船舶について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。

3　現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

○国土交通省告示第千三百六十号

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第二十条第一項の規定に基づき、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年十二月二十二日

国土交通大臣　前原　誠司

○国土交通省告示第千三百六十一号

平成十年建設省告示第千百八十八号における別表（低騒音型建設機械）に、本告示に掲げる別表（低騒音型建設機械）の建設機械を追加する。

平成二十一年十二月二十二日

国土交通大臣　前原　誠司

別表（低騒音型建設機械）

指定番号	機種	型式	諸元					申請社名	備考
4431	バックホウ	ZX14－3	山積容量	0.044	m³	平積容量	0.025	m³	日立建機㈱	超
4432	アスファルトフィニッシャー	TITAN8820	舗装幅	9	m				マシンケアテック㈱	低
4433	発動発電機	DGM250MK	定格容量	25	KVA				新ダイワ工業㈱	超
4434	空気圧縮機	PDS265SD－4B2	吐出容量	7.5	m³／m	吐出圧力	0.69	Mpa	北越工業㈱	超
4435	空気圧縮機	PDS265SD－5B2	吐出容量	7.5	m³／m	吐出圧力	0.69	Mpa	北越工業㈱	超
4436	発動発電機	PGW150SCL－A1	定格容量	2.5	KVA				北越工業㈱	超
4437	発動発電機	SDG60S－7B1	定格容量	60	KVA				北越工業㈱	超
4438	発動発電機	SDG220S－3A6	定格容量	220	KVA				北越工業㈱	超
4439	発動発電機	SDG220S－7A6	定格容量	220	KVA				北越工業㈱	超
4440	発動発電機	SDG300S－3A6	定格容量	300	KVA				北越工業㈱	低
4441	発動発電機	EU9iGB	定格容量	0.9	KVA				本田技研工業㈱	超
4442	バックホウ	PC05－1A	山積容量	0.011	m³	平積容量	0.008	m³	コマツユーティリティ㈱	超
4443	空気圧縮機	EC35SSB－8	吐出容量	3.7	m³／min	吐出圧力	0.7	Mpa	㈱小松製作所	超

船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1913の項、1951の項、1963の項、1970の項、2187の項、2201の項及び2591の項の積載方法の欄中「B」を「D」に改める。

別表第一備考1⑷の表中

アルキルベンゼンスルホン酸塩[P]	Alkylbenzenesulphonates[P]

を

アルキルベンゼンスルホン酸塩[P]（分岐鎖及び直鎖のもの。）（アルキル基の炭素数が11から13までのもの及びその混合物を除く。）	Alkylbenzenesulphonates, branched and straight chain[P] (excluding C_{11}—C_{13} branched and straight chain homologues)

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

国土交通大臣　前原　誠司